

# 知的財産

## 知的財産

政府は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況を踏まえ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することとしています。

このような状況下において、本学は、教育・研究に続く第三の使命「社会貢献」の一貫として、職員等が実施する教育研究活動等を通じて得られる成果の社会への還元を図るべく、当該成果に係る知的財産の管理・活用を知的財産本部において一元的に行ってています。

### ○知的財産とは

#### \*発明等

- ・「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」(特許法第2条第1項)である発明
- ・「自然法則を利用した技術的思想の創作」(実用新案法第2条第1項)である考案
- ・「物品(物品の部分を含む。)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」(意匠法第2条第1項)である意匠
- ・商品や役務に使用する「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」(商標法第2条第1項)である商標
- ・「半導体材料若しくは絶縁材料の表面又は半導体材料の内部に、トランジスターその他の回路素子を生成させ、かつ、不可分の状態にした製品で

あって、電子回路の機能を有するように設計したもの」(半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第1項)である半導体集積回路

- ・「重要な形質に係る特性の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させができる一の植物体の集合」(種苗法第2条第1項)である種苗(新品種)

上記知的財産(以下「発明等」と呼びます。)については、それぞれ当局に申請をし、所定の要件(注)を満たすものとして査定されれば、これらを一定期間独占的に使用等する権利、すなわち上から順に特許権、実用新案権、意匠権、商標権(以上特に産業財産権と呼びます。)、回路配置利用権、育成者権が申請者に付与されます。本学としては、これら知的財産権を戦略的に取得することで、本学で生み出された成果の産業利用等を図ることができます。

※注：特許権の場合、主には①出願時点で公知公用でないこと(新規性)、②当業者が容易に思いつくものではないこと(進歩性)、③単に学術的・実験的にのみ用いるものではなく産業上利用が可能であること(産業上の利用可能性)、が要件になります。

#### \*著作物

「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(著作権法第2条第1項)である論文、講演、音楽、絵画、版画、彫刻、建築、地図、学術的な性質を有する図面、図表、模型、映画、写真、プログラム、データベース等の著作物については、産業財産権等のように当局に対して申請をせども、著作物が創作された時点で自動的にその著作者に対し下表の著作権

著作者人格権	公表権	未公表の著作物を公表するかどうかを決定する権利
	氏名表示権	著作物に著作者名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
	同一性保持権	著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利
財産権たる著作権	複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製する権利
	上演権・演奏権	著作物を公に上演し、演奏する権利
	上映権	著作物を公に上映する権利
	公衆送信権等	著作物を公衆送信し、あるいは、公衆送信された著作物を公に伝達する権利
	口述権	著作物を口頭で公に伝える権利
	展示権	美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
	頒布権	映画の著作物をその複製物の譲渡又は貸与により公衆に提供する権利
	譲渡権	映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利
	貸与権	映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
	翻訳権・翻案権等	著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案する権利
	二次的著作物の利用に関する権利	翻訳物、翻案物などの二次的著作物を利用する権利

が付与されます。著作者人格権は著作者の存命中、財産権たる著作権は著作者の死後50年を経過するまで存続します。

また、著作物の伝達者である実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者には、著作隣接権と呼ばれる権利が付与されます。

なお、各職員が教育研究活動等を実施するに当っては、他者の著作物を参照等する機会がありますが、その際には、他者に帰属する著作権を侵害することにならないよう留意する必要があります。

ただし、公正な慣行(出所明示等)に合致し、正当な範囲内で行われる公表済み著作物の引用(紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録すること)には著作権が及ばない等、著作権法第30～50条において著作権を制限する定めがなされています。

#### \*成果有体物

本学の職員が創作又は取得した有体物(著作物を除く。)のうち、

- ①研究開発の際に創作又は取得されたものであって、研究開発の目的を達成したことを示すもの
- ②研究開発の際に創作又は取得されたものであって、①を得るのに利用されるもの
- ③①②を創作又は取得するに際して、派生して創作又は取得されたもの

上記①～③のいずれかに該当する学術的・財産的価値その他の価値のある有体物(以下「成果有体物」と呼びます。)も、知的財産として取り扱われます。例えば、生物遺伝資源(微生物、実験動物、植物等)、特殊材料、触媒、土壤試料等の研究用材料・試料や機器試作品等がこれに該当します。

#### ○学内手続

##### \*届出

職員は、以下に該当することとなった場合は、速やかにその旨を所定の方法・様式により知的財産本部へ届け出て下さい。特に発明については、新規性(出願時点で公知公用でないこと)が特許権の付与の要件となっており、また、同一の発明について複数の特許出願がなされた場合は、先になされた特許出願に対してのみ特許権が付与されるという先願主義が採られているため、極力迅速な届出を行い、届出から学会発表や論文投稿等までの間に十分な時間的余裕を取ることが求められます。

##### ・発明等

本学における職務上、発明等を創出したと思われ

るとき

##### ・著作物

本学が著作者となる著作物(以下「法人著作」と呼びます。)、職員が職務上の行為として創作したデータベース又はプログラムについて、次のいずれかに該当する場合

- ①学外に対する利用許諾等を希望するとき
- ②学外から利用許諾等の希望を受けたとき
- ③本学に帰属する知的財産と関連することとなったとき

##### ・成果有体物

学外より利用許諾等の希望がある場合

##### \*審査

上記届出を受けた知的財産本部は、原則として週1回開催される知的財産評議会議において、

##### ・発明等

発明等を創出した職員に帰属する特許を受ける権利等を承継し、大学が出願人となって特許権等の申請を行なうか否か

##### ・著作物

法人著作に該当しないデータベース又はプログラムについて、著作権を著作者たる職員から承継し、本学として管理・活用をするか否かについて審査・決定します。

**(注意点)** 発明に該当し得る研究成果については、これを論文、インターネット上や学会等で発表される前に、できるだけ早く知的財産本部へ届け出て下さい。論文発表等が遅延しない様、速やかに上記審査、特許出願等の対応をします。特許出願書類を作成するには、1ヶ月前後要します。

やむを得ず、発表した場合は、6ヶ月以内(望ましくは4ヶ月以内)に知的財産本部へ届け出て下さい。発表後6ヶ月以内に特許出願を行わなければ、日本国内の特許を受ける権利を失いますので、十分な注意が必要です。

##### \*管理・活用

本学に帰属する知的財産権の管理・活用は、知的財産本部において行います。

##### \*実施補償金

本学に帰属する知的財産を学外へライセンス等することにより本学が収入を得た場合は、当該収入から必要経費を控除した上で、50%を当該知的財産の創出者へ、25%を当該創出者が所属する部局等へ、

25%を本学へ配分します。当該創出者が複数いる場合は、持分割合により按分します。

#### \*登録報奨金

本学が発明等について当局に対し特許権等の申請を行い、その付与を受けることができた場合は、登録報奨金として1万円を当該発明等の創出者へ支払います。当該創出者が複数いる場合は、持分割合により按分します。

#### ★もっと詳しく知るには

- ・知的財産取扱規則  
<http://www.kyushu-u.ac.jp/university/rule/zenbun/2004kisoku093.pdf>
- ・知的財産本部のホームページ  
<http://imaq.kyushu-u.ac.jp/tc/invention.html>
- ・有体物管理センターのホームページ  
<http://mmcq.kyushu-u.ac.jp/htdocs/index.php>
- ・特許庁のホームページ(産業財産権について)  
<http://www.jpo.go.jp/index.htm>
- ・財団法人ソフトウェア情報センターのホームページ(回路配置利用権について)  
<http://www.softic.or.jp/ic/>
- ・品種登録のホームページ(育成者権について)  
<http://www.hinsyu.maff.go.jp/>
- ・文化庁のホームページ(著作権について)  
<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>
- ・知的財産戦略本部(政府)のホームページ  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>

#### ◆問合せ先

○発明等、著作物について

知的財産本部技術移転グループ

TEL:092-642-4361 FAX:092-642-4365

E-mail:[transfer@imaq.kyushu-u.ac.jp](mailto:transfer@imaq.kyushu-u.ac.jp)

○成果有体物について

有体物管理センター

TEL:092-642-7130 FAX:092-642-4365

E-mail:[mmcq@imaq.kyushu-u.ac.jp](mailto:mmcq@imaq.kyushu-u.ac.jp)